

平成21年10月13日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号  
KDC渋谷ビル4階

ビ・ライフ投資法人

代表者名 執行役員 藤田 剛

(コード番号: 8984)

資産運用会社名

大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤田 剛

問合せ先 財務経理部長 漆間 裕隆

TEL 03-5466-7303

## ニューシティ・レジデンス投資法人の民事再生手続開始の再申立に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人及び大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」といいます。）と再生手続における再生支援に関する基本的事項について合意しているニューシティ・レジデンス投資法人（以下「NCR」といいます。）が、本日、東京地方裁判所に再度の民事再生手続開始の申立てを行ったことをお知らせいたします。

### 記

#### 1. 経緯

- (1) 平成21年9月18日付「ニューシティ・レジデンス投資法人との合併等を内容とする『再生支援に関する基本合意書』の締結に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、平成21年9月9日付で東京地方裁判所よりNCRの再生手続について廃止決定が下され、NCRと前スポンサーとのスポンサー契約が解除されたことを受けて、本投資法人は、大和ハウス及びNCRとの間で、平成21年9月18日付で、①NCRにおいて新たな民事再生手続による再生の実現を目指すこと、及び、②両投資法人の投資主価値の向上に向け、本投資法人及び大和ハウスによるNCRの再生支援のための手法として、大和ハウス及び／又は大和ハウスがNCRの承諾を得て指定する者によるNCRの60億円の第三者割当増資の引受け、並びに本投資法人及びNCRの合併を行うこと等に関し、「再生支援に関する基本合意書」（以下「本合意書」といいます。）を締結しています。
- (2) 平成21年10月9日付で上記廃止決定が確定したことを受けて、本日、NCRは本合意書に則り、東京地方裁判所に対して再度の民事再生手続開始の申立を行い、同申立は本日受理され、直ちに監督命令が発せられました。
- (3) なお、本投資法人は、上記の申立について再生手続開始決定がなされたときには、(i) NCRが、①本投資法人を吸収合併存続法人とする合併（吸収合併）を実施すること、②大和ハウス及び／又は大和ハウスがNCRの承諾を得て指定するものから、NCRが60億円の第三者割当増資の払込を受けること、及び③再生債権者に対して、再生債権の元本全額及び利息等の全額を分割して支払うこと等を基本方針とする再生計画案を提出する予定であること、並びに、(ii) かかる基本方針に対して、NCRが、前回の再生手続において把握した全債権者の頭数及び債権額の過半数から賛同を得ていることを確認しています。

2. 今後の日程について

今後の再生の日程は現時点では未定ですが、今後、東京地方裁判所により再生手続開始の決定がなされる等により再生の日程が確定次第速やかに公表いたします。

3. 1口当たり分配金に与える影響

現時点では未定ですが、今後、決定次第開示いたします。

4. 今後の見通し

上記のNCRの民事再生手続開始の申立を受け、東京地方裁判所が再生手続開始の決定をなすかどうかは未定です。

本投資法人は、本合意書に基づき、再生手続開始決定や本投資法人の取引金融機関に事前同意等の前提条件が満たされた場合には合併契約を締結すべく、NCRとの間で交渉を継続しております。

今後の動向等につきましては、具体的な進展があり次第、速やかにお知らせいたします。

以 上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>